



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.33

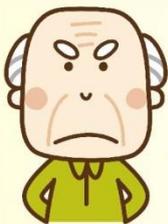
発行：東濃西部広域行政事務組合



電話勧誘トラブル

相談窓口には電話勧誘でのトラブルの相談がたくさん寄せられます。電話勧誘しようとする事業者は、勧誘に先立って、勧誘を行う者の氏名、事業者の名称、勧誘目的であること、勧誘商品などを明示しなければなりません。また、契約しない意思表示をした人に対して、継続勧誘や再勧誘をしてはいけないと法律に定められています。

しかし、法律で禁止されている再勧誘を受けて、不本意な契約をしてしまった場合でも、契約が無条件に解約できるわけではありません。自分を守る最強の手段は「はっきり断ること」です。不必要であれば、「いいません」「関心がありません」「お断りします」などの言葉を使って、しっかり契約拒絶の意思表示をしましょう。



ほんとーに
こんな相談ありました



母が、粗品がもらえると頻繁に近所の会場に出かけている。先日、本人の部屋にたくさんの健康食品があったので問いただすと、会場で強く勧められて購入したという。不要なので返品させたい。

この場合、会場の雰囲気、催眠状態になった高齢者に高額な商品を売りつけるという、催眠商法の可能性があります。解約するには、本人の意思が必要なため、まず、家族がしっかりと本人に話をし、本人と共にご相談ください。

6月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■|=1件)

店舗購入	■■	20件
訪問販売	■	11件
訪問購入		0件
通信販売	■■■■	22件
連鎖販売		1件
電話勧誘	■■■■	13件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■■■■■■■	8件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線491)